

第1回徳島県市町村総合事務組合行政不服審査会会議録

日 時 平成29年3月30日（木）午前10時28分から午前10時45分

場 所 徳島市幸町3丁目55番地 自治会館4階 第1会議室

出席者（委員）

端 村 亮 委 員

江 口 博 委 員

西 正 二 委 員

（事務局）

石 川 智 能 管 理 者

西 浦 康 二 事 務 局 長

坂 東 恒 利 次 長

ほか2名

会議次第

1 開 会

2 管理者あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 会長の互選について

(2) 会長職務代理者の指名について

(3) 徳島県市町村総合事務組合行政不服審査会運営要領について

(4) その他

5 閉 会

議事の概要

（事務局）

ただ今から「第1回徳島県市町村総合事務組合行政不服審査会」を開会いたします。開会に当たりまして、石川管理者よりご挨拶を申し上げます。

（管理者）

徳島県市町村総合事務組合管理者の石川でございます。

一言、開会にあたってご挨拶申し上げます。

本日は、第1回徳島県市町村総合事務組合行政不服審査会を開催いたしましたところ、委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます

ございます。また、当審査会の委員をお引き受けいただきましたことを、心より感謝申し上げます。

さて、行政不服審査制度につきましては、行政が行った処分の違法性あるいは妥当性について被処分者が申し出るという、大変重要な手続でございます。その手続を定めました行政不服審査法が約50年ぶりに抜本的に改正され、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問制度が新たに導入されたところでございます。

とりわけ、当行政不服審査会につきましては、審査請求に対する裁決の客観性並びに公平性を高めるために設けられた第三者機関でございまして、行政不服審査制度における役割は非常に大きなものでございます。

委員の皆様におかれましては、専門的な観点からご審議をいただきますとともに、本審査会の運営のため、格段のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局)

続きまして、第1回目の審査会でございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。恐れ入りますが、端村委員、江口委員、西委員の順をお願いいたします。

(以下、各委員自己紹介)

(事務局)

続きまして、事務局の職員の自己紹介をさせていただきます。

(以下、事務局職員自己紹介)

(事務局)

それでは、まず議事(1)の「会長の互選について」でございます。

審査会設置条例第4条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選により選任するとされておりますので、よろしくをお願いいたします。

ご推挙ございましたら、お願いいたします。

(A委員)

法律の専門家であります、弁護士の端村委員に会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ただ今の御意見につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしと言う者あり)

(事務局)

ご異議がないようですので、端村委員が会長に選任されました。お手数でございますが、以降の議事進行につきましては、端村会長より、どうぞよろしく願いいたします。

(会 長)

ただ今、会長に選任いただきました端村でございます。改めましてよろしく願いいたします。先程のご説明にもございましたように、近時の法律改正によりましてこのような審査会が設置されたものと理解しております。そして、行政の公平性、透明性を担保するために重要な会であると認識しておりますので、ご協力いただきますよう、今後ともよろしく願い申し上げます。

それでは、議事(2)の「会長職務代理者の指名」を行います。審査会設置条例第4条第3項の規定によりますと、あらかじめ会長が指名することとなっております。これにつきまして西委員にお願いしたいと思いますが、西委員いかがでしょうか。

(会長代理、同意表明)

(会 長)

ご承諾をいただきましたので、よろしく願いします。

それでは、議事(3)「徳島県市町村総合事務組合行政不服審査会運営要領について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局、徳島県市町村総合事務組合行政不服審査会運営要領(案)について説明。なお、運営要領(案)が承認された際には、平成29年3月31日を施行日とする予定である旨の説明あり。)

(会 長)

ただ今の事務局の説明に質問はございますか。

私からよろしいでしょうか。第3条第3項ですが、「会議は、次に掲げる場合を除き、原則公開とする」とあり、例外を定めていますが、これ以外で原則公開する会議はどのような場合を想定していますか。今日のような事務的な会議を想定していますか。

(事務局)

個人情報が含まれるような事案に係る審議は非公開とすることを想定しております。

今日のような最初の会議や委員の任期が終わる際に更新等を審議する会議を公開とすることを想定しております。

(会 長)

公開とは一般公開と考えていますか。一般の方が傍聴したいと来られた場合は許可をするということですか。

(事務局)

このような会議があることを知って来られた傍聴希望者については拒否することはできませんが、大々的に開催を広報することは考えておりませんので、基本的にはこのメンバーで開催することを想定しております。

(会 長)

わかりました。その他、ご質問はございませんか。

それではこの内容で要領については了承されました。

次に、議事(4)の「その他」でございますが、事務局より説明があるとのことですので、お願いします。

(事務局)

第2回審査会についてですが、現時点では未定です。審査会への諮問案件が生じた時点で審査会開催のご案内をさしあげます。

なお、平成28年12月12日付で滞納処分に係る審査請求の提起がございましたが、審査請求人から平成29年3月13日付で取り下げ書の提出がありましたことを報告いたします。

(会 長)

その他、ご質問はございませんか。

(B委員)

参考までに、徳島県では審査請求はどの程度請求されているのか。

(事務局)

徳島県に問い合わせたところ、今回のような第1回審査会を平成28年5月に開催し、第2回審査会を先週開催したと聞いております。その間審査事案がなかったということです。

事案としては生活保護関係で審査請求があったようですが、過去の事案で明白であったため、審査会に諮らずに審査庁が判断したと聞いております。

(B委員)

わかりました。

(会長)

その他、ご質問はございませんか。

それでは、これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

(事務局)

本日はどうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。